

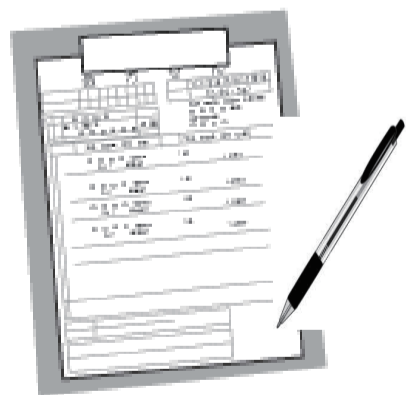
# 『整骨院・接骨院のかかり方』

保険証が使える場合【一部負担】	保険証が使えない場合【全額自己負担】
◎急性、亜急性の外傷性のケガ ※『亜急性』とは蓄積又は反復外力による損傷です。 ・捻挫、打撲、挫傷(肉離れ)の治療 ・骨折、不全骨折、脱臼の応急処置および治療 ※医師の同意があれば骨折、不全骨折、脱臼の応急処置以後の治療もできます。(ご相談ください。整骨院・接骨院の先生が対処いたします。)	×慢性のケガ 治療しても良くなる見込みのない古いケガ ×医師の同意がない骨折、不全骨折、脱臼の治療 ※医師の同意があれば応急処置以後の治療もできます。(ご相談ください。整骨院・接骨院の先生が対処いたします。)
○膝や肩、腰などに持病(原疾患)があつて、それとは別の、新たに痛くした原因が加わり症状が出て治療を必要とするもの	×内因性が原因の症状があつて、医療機関の治療が必要なもの (整骨院・接骨院の先生にご確認ください。)
○日常生活に支障をきたす位の症状で治療が必要な、痛くした原因のある腰痛・肩痛・筋肉痛等	×単なる肩こり、疲労回復、慰安を目的としたマッサージ(保険外で対応ができます)
工作中や通勤途中のケガは <b>労災保険</b> を、交通事故は原則として <b>自賠責保険</b> を使います。	
◎ <b>痛くした原因(いつ・どこで・何をして・どんな症状があるのか)</b> を正確にお伝えください。	



※ 同じ負傷名の同一部位を同じ時期に、内緒で他の医療機関と重複して通院することはできません。(併診)  
 どちらかで治療するかを選択する場合は、説明を十分受けた後、**患者さん自身が選択し決定する権利**があります。(転院も可) ただし、医師からの依頼や同意があつて整骨院・接骨院に通院する場合や、早期回復のために医師と相談して双方に通院してもらうことがあります。(対診)  
 この場合は、他の医療機関と整骨院・接骨院に同時に通院できますので、ご安心下さい。

## 受領委任の署名について



整骨院・接骨院では治療費の請求をするために療養費支給申請書に署名をして頂いております。これは“**受領委任払い制度**”と言ひまして、施術所の窓口で保険証を提出して治療を受ける際に必要な署名です。治療費は1ヶ月を単位として保険者に請求いたします。その月の最終治療日に患者さんが1ヶ月分の記載内容を確認した上で署名を行い、これを保険者に提出することが原則ですが、患者さんのその月の最終来院日がいつになるのかはわかりません。そこで患者さんの初検日や月始めの来院日に、請求内容記載前の療養費支給申請書に署名を頂いております。これはやむを得ない方法として厚生労働省も承知している事です。療養費の請求をするためにしか使用できません。ご安心下さい。

## 【一部の健康保険組合による パンフレットの不適正な内容 !!】

×不実説明 : 事実でない、又は一部分だけを強調して説明し、全体の事実をゆがめる説明 ▲ 整骨院は病院ではない・医師ではない → <b>治療の行える国家資格者です。</b> ▲ 内容を確認せず“白紙委任”の署名は不正 ? → <b>不正ではありません。</b> ×医療機関での受診の指示・強要                      ×健康保険組合が治療期間を制限	} 受診抑制・受診妨害 } 患者さんの意志による } 選択・決定権の侵害
--	--